

※応募に当たっての重要事項が書かれていますので、必ず熟読してください。

「子どもの居場所づくり」と「文化ボランティア促進」のための

はじめての文化体験事業

(事業概要書)

1 事業の目的

- 子どもたちの芸術文化や地域文化を愛する心の育成
- 文化ボランティア育成支援
- 県内アマチュア文化団体の社会貢献の促進

2 事業の内容

優れた文化芸術活動を行っている県内のアマチュア文化団体を有償の文化ボランティアとして学校等に派遣し、子ども向けの公演、講話、実技披露、ワークショップ等を行うものです。

3 派遣する文化団体

県内で優れた文化芸術活動を行っているアマチュアの文化団体で、次のすべてに該当する団体です。

- ① 県内に活動拠点があるアマチュア文化団体であること
- ② 一定の活動実績があること
- ③ 子どもたちが普段触れる機会が少ない文化芸術活動を自ら行っていること
- ④ 社会貢献を行う意思があること

- 書類審査を通過した団体のみ登録
- 登録の有効期限は、登録年度の年度末

4 派遣先

原則として、小学生以下を対象に、希望する県内の幼稚園、保育園、小学校、児童館、子ども会、公民館、小学校、学童クラブ、児童福祉施設、病院等に派遣します。

5 派遣時期

令和6年7月23日（火）から令和7年2月28日（金）

6 プログラムの内容

子ども向けの公演、講話、実技披露、ワークショップ等で、教育的配慮がなされているもの。

*プログラムの例 ※内容は一例で、変更になる場合があります。

★作る

バルーンアートやオリジナル食器づくり、おもちゃやうちわの制作など

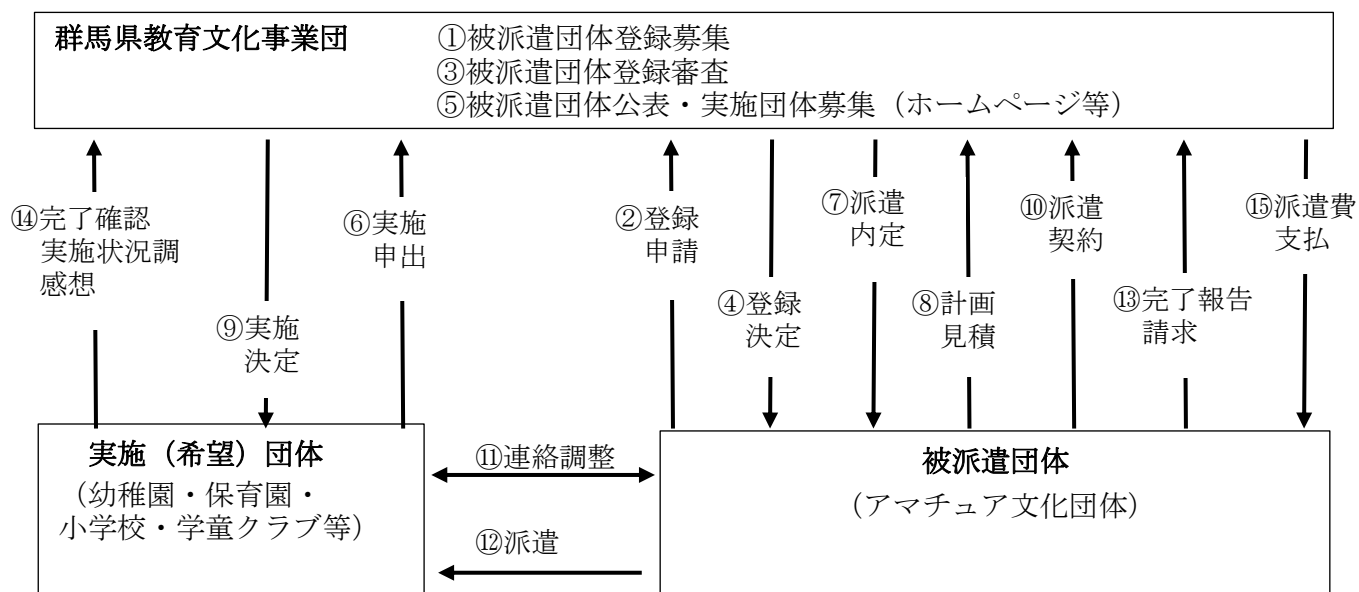
★感じる

ミュージカルや伝統楽器、伝統芸能の体験など

★観る・聴く

マジックや紙芝居、朗読、劇、バレエの公演など

7 スキーム



被派遣団体（アマチュア文化団体）の方へ

登録されていても、幼稚園・保育園・児童館・子ども会・小学校等団体の希望や、これまでの派遣実績に基づく調整の結果次第で、派遣されないこともあります。

8 経費

文化体験事業の実施に必要な経費等について、1つの被派遣団体あたり10万円を限度に、県が負担します。派遣費の支払いは事業終了後、完了報告書を提出していただいた後になります。

- 会場に設置されているピアノ等の調律料は派遣費対象外となります。
- 子どもたちの参加費は原則として無料とします。（参加保険料は主催者（派遣先）対応）
- 被派遣団体が市町村等から謝金を受けている場合には、本事業の対象となりません。

9 その他

- これまでの開催実績の少ない実施団体を優先的に採択しますので、申込多数の場合には、採択できない場合があります。
- 実施団体の事業は、年度内1回に限ります。
- 実施決定後の中止は、原則ご遠慮いただいております。
- 事業完了日から30日以内または令和7年3月10日のいずれか早い日までに、完了報告書を提出していただきます。

10 今後の事務手続きの流れ ※日程については、予定です。

被派遣団体登録申請（～4月24日）

- 被派遣団体登録審査・被派遣団体の決定（5月上旬）
- 被派遣団体を公表（群馬県教育文化事業団ホームページで掲載）
- 実施希望団体募集「実施申出書」の提出（5月中旬～6月中旬）
- 被派遣団体派遣先内定、実施希望団体の採択（6月下旬）
- 被派遣団体「計画書」「見積書」提出（随時）
- 被派遣団体派遣契約締結（随時）
- 事業実施（7月23日～翌年2月末）

事務担当

公益財団法人群馬県教育文化事業団事業支援課

電話 027 - 243 - 7200 F A X 027 - 221 - 4082 E-mail : shienka@gunmabunkazigyodan.or.jp